

呉市在宅医療・介護連携に関する相談内容と対応（令和5年12月～令和6年3月受付分）

日	相談者	相談種別	相談内容	対応
1 12月	地域医療連携室 MSW	その他	特別養護老人ホーム等の施設職員が受診同行する場合、同行した職員の付き添いや介助等に関する規定はあるか、また責任は病院側と施設側のどちらにあるか教えてほしい。	指導監査室に確認し、次のとおり回答した。介護施設職員の受診同行について規定はない。施設職員が付き添わなければならない、介助しなければならないという決まりもない。基本的に家族がいる場合は家族が付き添う。緊急の場合など利用者の状態にもよるが、統一された規定はなく、施設によって個別対応されている場合がほとんどである。
2 3月	地域医療連携室 相談員	医療機関の情報提供	呉市在住で当院（他市の医療機関）通院中の患者が自宅で過ごしたいという希望がある。今すぐに支援や調整が必要な状況ではないが、今後に備えて呉市の訪問診療などの情報を収集したいので教えてほしい。	くれ福祉のお役立ちサイト（しっとってクレ）を紹介し、掲載情報や検索方法をお伝えした。また、今後は状況に応じて高齢者相談室と情報共有する必要があることなどについてお話した。 今後退院支援をしていくうえで何かあれば、いつでも相談してほしい旨を伝えた。